三　側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　東北電力株式会社　女川原子力発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
宮城県牡鹿郡女川町	塚浜字前田一	宮城県牡鹿郡女川町	飯子浜及び塚浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十八度二十三分四十二・九五秒、東経百四十一度三十一分二十二・六六秒の点 二　北緯三十八度二十四分十秒、東経百四十一度三十一分二十二秒の点 三　北緯三十八度二十四分四十五秒、東経百四十一度三十分四十五秒の点 四　北緯三十八度二十五分〇秒、東経百四十一度三十分十秒の点 五　北緯三十八度二十四分五十五秒、東経百四十一度二十九分三十一秒の点 六　北緯三十八度二十四分三十秒、東経百四十一度二十八分五十秒の点 七　北緯三十八度二十四分二十秒、東経百四十一度二十八分四十秒の点 八　北緯三十八度二十三分五十五・一五秒、東経百四十一度二十八分三十五・〇一秒の点 九　北緯三十八度二十二分五十六・五六秒、東経百四十一度二十九分五十一・七〇秒の点 十　北緯三十八度二十二分五十四秒、東経百四十一度三十分九秒の点 十一　北緯三十八度二十三分十四秒、東経百四十一度三十一分十秒の点 十二　北緯三十八度二十三分十九秒、東経百四十一度三十一分十九秒の点 十三　北緯三十八度二十三分二十三・五六秒、東経百四十一度三十一分二十一・三八秒の点	一から八までに掲げる点を順次に結んだ線及び八に掲げる点と一に結ぶ海岸線により囲まれた区域
宮城県石巻市	前網浜（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県牡鹿郡女川町	飯子浜及び塚浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一から八までに掲げる点を順次に結んだ線及び八に掲げる点と一に結ぶ海岸線により囲まれた区域
宮城県石巻市	鮫浦、前網浜及び寄磯浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	宮城県牡鹿郡女川町	飯子浜及び塚浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一から八までに掲げる点を順次に結んだ線及び八に掲げる点と一に結ぶ海岸線により囲まれた区域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び宮城県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
福島県双葉郡大熊町	大字夫沢字北原二十二	福島県双葉郡大熊町	大字夫沢（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十七度二十四分四・九八秒、東経百四十一度二分二・八〇秒の点 二　北緯三十七度二十四分五秒、東経百四十一度二分十秒の点 三　北緯三十七度二十四分八秒、東経百四十一度二分二十秒の点 四　北緯三十七度二十四分十七秒、東経百四十一度二分三十五秒の点 五　北緯三十七度二十四分三十二秒、東経百四十一度二分四十三秒の点 六　北緯三十七度二十四分五十秒、東経百四十一度二分四十四秒の点 七　北緯三十七度二十五分五秒、東経百四十一度三分十秒の点 八　北緯三十七度二十五分二十三秒、東経百四十一度三分十六秒の点 九　北緯三十七度二十五分四十秒、東経百四十一度三分十二秒の点 十　北緯三十七度二十五分五十四秒、東経百四十一度二分五十四秒の点 十一　北緯三十七度二十六分十秒、東経百四十一度二分五十秒の点 十二　北緯三十七度二十六分三十九秒、東経百四十一度二分五十秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域
福島県双葉郡双葉町	大字郡山及び大字細谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	福島県双葉郡双葉町	大字郡山、大字新山及び大字細谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域